

公益社団法人日本ホッケー協会通報相談窓口利用案内

1. 目的

スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことが国民の権利であることは、スポーツ基本法にも明記されています。

そこで、公益社団法人日本ホッケー協会（以下「JHA」といいます。）は、スポーツの場における暴力行為を含むパワーハラスメント、セクシャルハラスメント、その他の組織的または個人的な不当な行為等の早期発見、是正及び再発の防止に努め、もって、スポーツを行う者の権利を保護し、公正な環境のもとでスポーツに親しむ機会を確保するために、下記のとおり JHA 通報相談窓口を設置致します。

2. 通報相談窓口

公益社団法人日本ホッケー協会 事務局長

<連絡先> 〒160-0013

東京都新宿区霞ヶ丘4番2号 JAPAN SPORT OLYMPIC SQUARE

電話：03-6812-9200 FAX：03-6812-9210

電話対応時間：平日11時～15時

電子メール：compliance@japan-hockey.org

※事務局長が不在の際は、上記事務所の他の職員が対応する場合があります。

※通報に関する関係者の情報は守秘義務により守られ、また、通報により不利益な取り扱いをされることは禁止されております。

※匿名による通報は、対応しかねる場合もあることをあらかじめご了承ください。

3. その他

JHA 通報相談窓口は、「公益社団法人日本ホッケー協会倫理規程」「公益社団法人日本ホッケー協会コンプライアンス規程」に基づいて運用されています。

2024年3月20日時点